平成23年度宝塚市政に対する要望と回答

<u>宝塚市産業振興基本条例に基づく政策の策定と</u> 宝塚商工会議所と協働する産業振興施策に対する分担等の考え方について

市内商工業の振興について、宝塚市産業振興基本条例に照らし、具体的な施策の内容と計画を示されたい。また、経営改善普及事業の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じるよう努められたい。

平成23年度宝塚市政に対する重点要望事項として、次の6項目を掲げる。

- 1. 工業用途地域における工場誘致並びに特定産業の育成支援について
- 2. 市内建設・造園業等の疲弊解消対策の強化について
- 3. 福祉型商業の考え方について
- 4. 宝塚市北部(西谷地域)の位置づけについて
- 5. ゴルフ場の固定資産課税の考え方について
- 6. 広域集客事業支援の考え方について

【背景・理由】

国は、中小企業基本法の改正以来、「やる気」や「革新性のある」中小企業に対する対策を講じてきた。施策の趣旨は、一定の経済環境の中で自由競争の原理・原則により有効に機能するが、世界不況のような異常な環境では、その効果は乏しい。金融危機がもたらす経済環境の悪化は一様に波及し、起業・創業意慾の減退はもとより、既存企業の倒産・廃業等の増加が懸念される。特に、経営改善普及事業の対象となる小規模事業者にあっては、深刻な問題となっている。

これからの地域経済のあるべき姿には、「宝塚市産業振興基本条例」の精神に則った、既存産業の活力増進と新産業の創造(企業誘致策)や、「福祉型商業(商業の社会的役割)」への転換などの具体的計画が必要である。

【 具体的な考え方 】

地域経済の活力減退は、税収減、雇用の喪失その他さまざまな点で、地域活力減退の要因となる。このような環境の中で、地域経済の振興を図るには、宝塚市産業振興基本条例の基本理念にも謳われているとおり、市民、事業者、経済団体及び市が一体となって地域経済を支えていくことがことさら重要であり、地域経済を担う商工業の振興のため、既存産業の活力増進と新産業の創造を図られたい。特に、「新産業の誘致策」を講じられる際には、地域内の既存産業が競争力を保てるよう、必要な措置を講じていただきたい。

特に、再開発型商業施設は、空き店舗の増加により商業機能が崩壊する可能性すらあるという問題を抱えており、このような事態には、保守的ではあるが「地域内の消費は地域内で受け止める」ことに主眼を置き、具体的には市民による「買い支え」により商業機能の維持を図ることができるよう、策を講じられたい。

また、経営改善普及事業については、宝塚市もその重要性を十分に認識され施策を講じていただいているが、商工会議所の運営において同事業には、県・市からの補助金のほか、厳しい経済環境のなか捻出された商工会議所会員からの会費が多額に投入されているのも事実である。昨年度の要望に対する回答では、「兵庫県の地域経済活性化支援補助の不足分を補うために」として同事業に対する予算措置をいただいた旨を述べられていたが、当市における経営改善普及事業に対する宝塚市の立場や役割、見解について開示していただきたい。

市におきましては、今年度を初年度とする第5次総合計画が新しくスタートします。個性と魅力にあふれ、文化の薫り高く、にぎわいと活力に満ちたまちづくりの実現に向け、地域資源を効果的に活用し、宝塚ブランドの創出を積極的に推進していきたいと考えております。

また、平成19年3月、「宝塚市産業活性化推進会議」より、「市の役割」、「商工会議所の役割」を明確にした各振興施策のご提言をいただいております。

市では、第5次総合計画及びこの提言を受けて、やる気のある事業者への支援や宝塚ブランドを活かしたビジネスの育成、地域資源の効果的な活用策に取り組んでまいりたいと考えています。

具体的な新規施策として、市内の地域資源を活用した宝塚ブランド商品の認定制度を設け、 市内事業者の積極的な事業参加を図り、地産地消、農商工連携も視野に入れ、既存商品の発掘 とともに、新たな商品開発にも取り組んでいただくきっかけを作ります。認定後は市において も積極的なPRを展開してまいります。

また、食のブランドとして定着してきた「おいしいまち宝塚」についても、飲食店が多く参加できるような方策により、市全体で活性化に取り組んでいければと考えています。

その他にも商店街空き店舗活用事業補助金や中小企業振興資金融資補助金等これまでに実施してきた事業についても、商工振興に役立てるようより活用しやすい内容への見直しも行っております。いずれも施策も、商工会議所のご協力がなければ、効果的な施策とならないと考えております。貴会議所におかれましても、会員だけではなく広く市内の商工業者にPRを行っていただきますようお願いします。

次に、経営改善普及事業に関するご要望についてですが、経営改善普及事業に係る事業費の大部分は、兵庫県の地域経済活性化支援補助を受けており、市はその不足分を補う形で支援してきたものでありますが、平成23年度につきましては、限られた予算の中、補助金額を200万円として予算化しております。

(回答課:産業文化部商工勤労課)

1. 工業用途地域における工場誘致並びに特定産業の育成支援について

産業振興の根幹は、既存事業者の他市への流出を防ぐことにある。当市は、構造的に、先行 進出した製造業の周辺に住宅が後発的に建設され、住工混在の原因となり、操業環境は悪化の 一途をたどっている。将来の産業構造に即した用途地域内の製造業集積を図るための用地創出 に、特段の配慮を賜りたい。

また、宝塚市が示されている特定産業の育成支援(コンテンツ産業)について、支援体制を含めた具体的な育成施策を示されたい。

【背景・理由】

産業振興の根幹は、既存事業者の他市への流出や、操業環境の悪化による事業継続の断念等を 未然に防ぐことにある。当市は、構造的に、先行進出した事業所の周辺に後発的に住宅が建設さ れたことにより住・工混在が顕在化し、住・工ともに環境が悪化している。

また、都市経営の観点から、地域内の事業所数が圧倒的に他市に比べて少ないため、住・工混在は局部的な議論になる傾向が強い。しかし、宝塚市の将来像において、産業の必要性は論を待たない。地域の経済的自立を図ることの重要性は、官民の枠を越え、宝塚市産業振興条例に謳う「市民全体(企業市民を含む)で地域経済を支えていく」機運醸成を図る施策や、理解しあう環境づくりを促進する啓発活動が必要である。

【 具体的提案 • 要望 】

市内企業の中には、現況の操業環境では継続が困難である企業も存在し、数少ない既存産業すら転出を余儀なくさせる事態も散見される。工業用地の確保は地域産業の死活問題であり、将来の事業発展のためには積極的な投資意欲を醸成する施策が有効である。

従って、当初の利用目的を達成させる方策も含め、当市の大型製造業が転出した跡地の利用等 将来の産業集積に合致した都市環境を示されたい。

宝塚ブランドイメージに合った産業を育成することも重要であり、また地域経済を支える事業 所の積極的な誘致策の策定が急務である。商工会議所と協働して早急に産業振興を協議する場を 設置されたい。

工業・準工業地域の土地利用については、「たからづか都市計画マスタープラン2002」に おいて、その考え方を示しております。

具体的には、武庫川両岸の工業地を「複合利用ゾーン」として位置づけ、工業と他の用途が 共存できるように環境の調和を目指し、道路、公園等の都市基盤施設整備の推進等により、工 業核の形成を図るとしております。

しかし、この地域は、工場の減少とともに、住宅地の拡大や他の用途との混在化が進行しており、本市の工業振興の観点から、大きな課題であると認識しております。

このため、第5次総合計画(基本構想)に商工業系地域の土地利用について、産業政策との連携を強化し、商工業の振興に配慮しつつ周辺環境との調和を図ることなどを位置付けました。今後、この第5次総合計画(基本構想)を踏まえ、「たからづか都市計画マスタープラン2002」の見直しにおいて、産業政策との連携強化や工業の振興に配慮することなども位置付けていくことを検討しております。

今後も引き続き、都市政策と産業政策の連携を図りながら、都市計画制度を有効に活用して、 工業・準工業地域に相応しい土地利用の誘導に努めていきたいと考えており、用途地域内の製造業集積を図るための用地創出については、現下の経済情勢から進出企業の有無等も勘案しつ つ、行政としてできる支援を積極的に行ってまいります。

また、コンテンツ産業等特定産業についての支援体制を含めた具体的な育成施策については、 平成18年度に賃借型企業の立地の促進に関する要綱を制定し、現在までアニメ製作会社など 2事業者が立地してきております。

市としては、他府県において企業立地制度のPRを継続して実施しており、今後とも積極的な立地促進を図ってまいります。

なお、外部からの企業立地や既存事業所の拡張などに対して不均一課税により優遇することを主な内容とする「企業立地等の促進に関する条例」は時限常例であるため、本年3月末で失効しました。

現在、同条例に変わる既存事業所の定着を中心に据えた施策について検討しています。

(回答課:都市整備部都市計画課、同部都市再生課、產業文化部商工勤労課)

2. 市内建設・造園業等の疲弊解消対策の強化について

総合評価方式の試行が始まっているが、市内業者への地元優先発注は、地元優良業者の育成及び不適格業者の排除につながる。また、市外大手業者が対象となる場合は、下請負契約率を設定し、最低制限価格の引き上げと市内業者の育成、技術力の向上及び受注機会確保に努めていただきたい。宝塚市が潤うためには、その仕組みづくりが重要であり宝塚市内に拠点を置く業者への発注は原則である。

このような背景の下、地域産業力の維持・発展のため以下の点に留意した支援策等を強化されたい。

【 具体的要望事項 】

1. 中小建設・造園業並びに関連事業者に対して地元優先発注の徹底

- ①市内中小建設・造園業への発注工事の拡大等に係る予算措置と優先発注枠の確保について、 昨今の経済情勢から最優先で取り組まれたい。
- ②市内建設・造園業者の入札参入が促進される制度の制定。
- ③「(仮称)住宅センター」の設置等による地域内需要の確保に繋がる官・民連携事業の推進への積極的取り組み。
- ④昨今の情勢は、各市が積極的に市内企業への優先発注に英断をもって断行しており、当市事業者の他市への参入は困難な状況にある。従って、市内企業がより多く受注可能となるようあらゆる措置を講じられたい。

2. その他の事業者への地元優先発注の徹底

当市は、元来事業所数が極端に少なく、雇用等も大都市圏に依存している。今回の金融危機による世界的な景気の後退は地域経済の保守化を促進させる可能性が高く、従って、地域内で自立的に経済が発展しなければ、外的要因により産業の疲弊に拍車がかかり、市内産業は壊滅的な打撃が全業種に及ぶと懸念される。

地元優先発注は、宝塚企業市民の事業育成・振興のためにも、単なる価格競争ではなく、市 内事業者の経営活動維持・発展に留意した措置をお願いしたい。また、発注価格が同一価格と なった場合の地元事業者への優先発注や、地元事業者どうしならば公平を期す措置を講じられ たい。

中小企業や零細企業の活性化こそが、「いきいきとした安心・安全な地域」づくりや「食・遊・住・学」の均整のとれた都市形成につながる。宝塚市の財政再建の礎となるよう産業振興策の創案に努められたい。

【回答】 1-①・②・④、2

市が行う契約は、地方自治法や公共工事の入札及び契約の適正の促進に関する法律等の諸法 並びに公正取引委員会の意見などにより基本的な枠組みが決められており、公平性、公正性、 透明性、競争性及び履行の確保を図る必要があります。

他の多くの自治体同様に、本市においても、契約(入札)を行うに当たっては、それらを確保しながら、市内事業者が受注可能なものは、できる限り市内事業者が受注できるように努めており、特に数量的な市内優先枠を設けてはいないものの、市内事業者のみが参加できるとする入札参加条件を多数の入札に用いています。

しかしながら案件によっては、入札参加可能な市内事業者の登録がない、又は、登録があったとしても数が少なく、入札における競争性が担保できないと判断される場合があり、そのような場合に限っては市外事業者が入札に参加できるものとしております。

さらに、制限付き一般競争入札で市外事業者が入札参加できる場合においても、入札参加資格を市内事業者と市外事業者で差を設けたり、市外事業者の応札数制限を設けたりと、市内事業者の受注機会が増加するよう入札参加条件を設けているところでもあります。

また、最低制限価格に関しても、変動型最低制限価格を試行するとともに、市内業者のみが参加する案件については、最低制限価格の引き上げをおこなっております。

さらに、小規模修繕工事の登録制度を創設し、市内建設業者の受注機会の拡大に努めており、 今後とも市内業者がより多く受注可能となるような措置を講じてまいります。

今後も引き続き、可能な限り市内業者からの調達に努めていくとともに、本市の入札・契約制度について検証してきた「入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員会」からは、「第5次宝塚市総合計画」に掲げる将来都市像の実現のためにも、地元事業者を地域社会形成の重要な担い手として育成する必要性などの意見も含めた報告書が、本年2月8日に提出されました。この報告書に基づき、今後、庁内で入札及び契約制度の改革を推進していきます。

(回答課:総務部契約課)

【回答】 1-3

平成16年より貴会議所、宝塚マンション管理組合協議会及び市の三者で「三者協議会」を設置し7年が経過致しました。その間、定期的に意見交換を行い、ご意見を集約しながらマンション管理セミナー等を協働で開催してまいりました。

(仮称)(住宅センター)を本市単独で設置することは、本市の市民ニーズ需要量では現在のところ困難な状況ではあります。このため、兵庫県の住まいサポートセンターと連携し、市民に対して随時、住宅改修業者等の情報提供を行っており相談窓口の充実を図っているところです。

また、兵庫県の「人生80年いきいき住宅助成事業」により、戸建住宅、共同住宅等の改造に要する費用の一部を住宅改造資金として助成しています。

また、「宝塚市わが家の耐震改修促進産業活性化事業 耐震改修補助制度」により、市内の戸建住宅・長屋住宅・共同住宅等の民間住宅の耐震改修工事に対して、市が工事費の一部を補助しています。

いずれの事業も、平成22年度(2010年度)からは一定の要件を備えた市内業者を利用した改造工事には、助成額を上乗せして助成を拡充する体制をとっております。

「住まいの相談窓口」のあり方を研究するため、市内マンション管理組合の役員に対して住まいに関する悩み等についてのアンケート調査を実施したいとの貴会議所のご意向のなかで、平成22(2010)年12月には、市内マンション管理組合等を対象とした宝塚市が主催するマンション関連の行事案内の送付時に合わせて、貴会議所のアンケートを同封する等の連携を図っております。

今後、その結果をもとに市内業者への支援等について協力しながら進めて参ります。

また、貴会議所の建設・植木部会との従前からの協議事項を踏まえ、進捗状況等を「三者協議会」で確認しながら協働して意見交換を重ね、連携してこの問題に取り組んで参りたいと考えております。

(回答課:都市整備部住まい政策課)

3. 福祉型商業の考え方について

少子高齢化社会における都市機能の変化に対応した社会機能の研究が急務である。特に高齢者が「買い物難民」とならないインフラとしての福祉型商業の整備には、多方面にわたる関係者の協働が不可欠であり、宝塚市はもとより宝塚商工会議所等との研究・検討等の組織の設置が必要である。

【背景・理由】

少子高齢化社会の進展、精神的な過疎化現象、失業率の増大、地域社会の弱体化等に対して、行政や企業セクターが全ての課題を解決できる状況にはない。

福祉型商業は、独自事業により収入を確保することによって活動の独自性を確保し(事業性)、一定の地域を対象に活動を行い(地域性)、事業内容や目的として私益の確保だけでなく地域社会の課題解決を掲げ(変革性)、地域住民などの市民セクターが「買い支え」などの利用を促進し(市民性)、収益の一部を地域に還元するなど、実際に地域の課題解決に貢献していることが明確(地域貢献性)な事業として位置づけることができる。

【 具体的要望 】

「福祉型商業」という響きから、ややもするとボランティア意識が色濃く感じられる。 しかしながら、商業の基本は利益の追求であり、店舗経営という生活基盤が磐石であっ てこそ、はじめて高齢者や買い物弱者にも配慮が可能となる。

潜在的には高いニーズがある高齢者等の買い物は、既存の供給形態(一般営利企業や行政など)では、商品・サービス供給が行い難かった分野を研究対象とした「(仮称)シルバー・ストア」を組織・運営する検討委員会等の設置を要望する。

研究の最大の目的は継続可能な仕組みであり、すべての利害関係者の意見を集約して、 携わるすべての人々がコストを負担することを理解し、地域の課題解決に直接寄与する 社会の実現にある。

買い物難民対策については、現在、ひとり暮らしの高齢者等に対する買い物支援について、介護保険サービスでの対応のほか、福祉サービスとして、ホームヘルパーを派遣し、買い物や衣類の洗濯、住居の掃除等の支援により対応している状況です。

また、一部の地域においては、ボランティアを組織し、買い物や外出の付き添いなど、生活上のちょっとした困りごとを支援されているところなど、地域住民の支え合いの仕組みの中で対応されている状況であり、市としましても、地域の支え合いの仕組みを広げていくよう、社会福祉協議会と連携し、取り組んでいるところです。

一方、市内商店街での取り組みとしましては、商店街内の数店で買い物されたものをまとめて、お客様の自宅へ配達するサービスを実施している例がありますが、組織としての活動には至っておりません。

このような状況の中、このほど、経済産業省が、買い物弱者対策支援事業として、 商店街やNPO団体、スーパーなど2以上の事業者が連携して行う買い物弱者対策を 補助する制度を運用開始しました。

本市におきましては、平成20年度に実施した、要介護認定者を除く70歳以上の高齢者単独世帯14,319世帯を対象とした、一般高齢者調査の結果では、生活上の困りごとの中で、買い物と回答された世帯が292世帯あり、日常生活の中で買い物に困っている高齢者がおられることは認識しています。今後は古くに開発された山手地域を中心に、市民生活の課題となってくることが予想されます。

このため、国の補助事業の動向や他市の実施事例も研究しながら、貴会議所と市関係部署が連携して、研究、検討できる組織の立ち上げを図っていきたいと考えています。

(回答課:産業文化部商工勤労課)

4. 宝塚市北部(西谷地域)の位置づけについて

新名神高速道路のスマートインターチェンジ設置の方向で決定がなされ、今後、北部地域や南北を結ぶ幹線道路の整備、さらに北部地域における、都市基盤整備を含めた将来の都市機能をどのように位置づけるのか、短期・中期・長期に分けたビジョンを示されたい。

現行の調整区域のままでは住宅の新築すらできず、人口増加は見込めない。これは、 地域の機能が低下する要因であり、全体的な都市計画が必要である。スマートインタ ーチェンジ設置を協議する地区協議会の設置を含め、「北部地域」の都市機能につき早 急に取り組まれたい。

【背景・理由】

長年地域の期待を一身に集めた「北部開発」は実質的に中止となり、当該地域の都市 基盤の未整備だけが残った。西谷地域は、豊かな自然と都市近郊にある里山を貴重な観光 資源として観光産業育成の牽引車として期待されている。四季折々の風情を見せる武田尾 温泉や亦楽山荘は紅葉の名所としての可能性を秘めている。

南部市街地が持つ観光とは一線を画す観光資源が多く、宝塚市の将来ビジョンにおける 西谷地域は広域集客の要となる地域である。当該地域にはゴルフ場も多く点在し、従来多 くの交流人口を受け入れている。来街者の消費を地域内で受け止め、自然を観光資源とす る秩序ある開発は、環境保全も含め多くの利害関係者の意識醸成が必要不可欠である。

宝塚市の、西谷地域についての全体的な都市計画が望まれ、コンセンサス形成を含め短期・中期・長期の総合的なビジョンを策定されたい。

【 具体的提案・要望 】

「職・遊・住・学」それぞれの分野の将来を協議する機関の設置。各分野の総合的なビジョンを作成し、具体化プログラムを産官学民で推進する体制を検討されたい。西谷開発を経済刺激策に位置づける施策を検討し、民間活力を行政指導のもと推進できる環境醸成に尽力されたい。

経済対策の柱の構築と、それに倣う民間の活力を誘導し、今回の経済危機に備える事業として商工会議所と協働して取り組まれたい。

本市では、北部地域の都市基盤の整備と市域全体の均衡ある発展をめざし、県に要望する中、県が主体となって「職」「遊」「住」の複合機能を有した「宝塚新都市計画」を推進することとなり、平成13年度末までに約1,275haの用地を取得されましたが、社会経済情勢の変化や県の行財政改革の取り組みなどにより、現在も進度調整中となっております。

このような中、市では、新都市計画の推進を県に要望するとともに、地域の整備を図るため、平成17年には、住民相互の交流や農産物販売などによる都市住民との交流拠点となる「西谷ふれあい夢プラザ」を整備し、平成20年7月に、新都市計画にも位置付けられていた阪神野外CSR事業について、県と共同で地域の里山環境を生かした「県立宝塚西谷の森公園」として整備し開園いたしました。

宝塚市北部、西谷地域につきましては、豊かな自然や農業等地域の特性を活かした 地域づくりを進めるため、農業振興地域に指定するとともに、無秩序な開発を抑制す るため、市街化調整区域といたしております。

一方、新都市の主要な交通軸と考えられておりました「新名神高速道路」につきましては、平成28年度の供用開始をめざして、西日本高速道路㈱で整備が進められており、西谷地域内にサービスエリアを設置することが決定されました。

本市といたしましても、北部地域の活性化に向けて、西谷地区まちづくり協議会・ 西谷自治会連合会・西谷農会連合会が中心となった組織づくりを支援するとともに「第 5次宝塚市総合計画」における各種事業の推進および特産品の開発、地域の魅力の発 見・PRなどについて地元組織と協力しながら取り組んでまいります。

また、スマートインターチェンジについては、今年度には、国、西日本高速道路㈱等により構成する地区協議会により、協議調整を行い本線開通に併せた設置に努めてまいるとともに、新名神の開通にあわせた新都市計画の推進や周辺道路の整備を県に要望し、当面は自然や農業環境の特性を活かした既存の施設と連携した地域への集客増加や農産物を活用した特産品の開発等を行い、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

(回答課:都市安全部北部整備課、同部道路政策課、産業文化部農政課)

5. ゴルフ場の固定資産課税の考え方について

市内ゴルフ場の固定資産税の課税について、事業用途における課税客体の捉え方について基準の見直しをされたい。

【背景・理由】

経済活動の低迷が長引き、公共投資の削減も進むなか、地域内では、自立的な経済発展が求められている。宝塚市では、農業や漁業といった第1次産業が中心となっている地域はないが、豊かな自然、美しい景観といった、大都市圏の近郊に位置しながらも地域外の人々にとっても魅力のある観光資源が多く、こうした資源を活かした観光産業の展開は、地域の自立的な経済発展を下支えする方策の一つとして、観光都市宝塚は発展してきた。

しかし、これまでの地域内における観光発展への取り組みは、ややもすると観光客誘致が中心で、地域産業への波及や雇用の受け皿などの視点は乏しかったといえるのではないか。地域で自立的な経済発展を進めていくには、観光客の消費をしっかりと地域で受け止めていくことが重要であり、そうした観光産業を育成していくことが、真の観光振興といえる。

そこで、地域が自立的な経済発展をしていくための観光産業のあり方について、地域 内の消費は地域内で受け止め、また有望な域外消費の誘引を促進する施策を要望する。

【 具体的要望 】

市内ゴルフ場が、近隣市と比べ固定資産評価において決定された評価面積が過大であるとの声を納税者より仄聞している。景気に左右されやすい観光産業の一翼を担うゴルフ場において、他市の競合他社と伍して経営が行われるよう、現況課税の取り扱い基準を見直し明確化されたい。

これまで貴市より「今後とも評価等の見直しの申し出があれば、現地調査を行い適正な課税に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い致します。」との回答がよせられたが、事業者より評価等の見直し及びその公正・公平な適用の申し出をされているとのこと、より一層適正な課税に取り組まれたい。

ゴルフ場の固定資産課税につきましては、国が示す固定資産評価基準に基づき評価をしております。この中で、「土地の評価の基本」として、「土地の地目の認定に当たっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に差異の存するときであっても、土地全体としての状況を観察して認定するものとする。」と規定されています。

各ゴルフ場では、コースレイアウトのみならず修景をも含めた全体の構成について、 特色を出して顧客のニーズに応え、その満足度を高めるよう設計されていることから、 各々が独自性を持っておられます。

したがいまして、OB杭から何mまでをゴルフ場であるとするような一律的な基準の設定は困難であると考えております。

また、「近隣市と比べ、評価面積が過大であるとの声がある」とのご指摘ですが、阪神間各市とも固定資産評価基準に基づき評価しており、本市と同様の考え方で課税客体を捉えているものと認識しております。

なお、評価の見直しにつきましては、市内10事業者の内、見直し要望のあった7 事業者については、一部の見直しを実施してまいりました。

今後においても、場内の施設等に変更が生じたときには、個別の申し出により対応 をしてまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後も適正な評価に努めてまいりますので、よろしくお願い いたします。

(回答課:企画経営部資産税課)

6. 広域集客事業支援の考え方について

平成23年度は当市においてキンボール・ワールドカップが開催されると仄聞している。また、歴史ある宝塚国際合唱コンクールは諸外国から多数の団体が参加され、多くのお客様が当市に来街されると予想される。これらの国際大会は、従前から観光客誘致の課題であるインバウンド受け入れの実践の場となることはもとより、今後の課題抽出にも大いに役立つものと思われる。具体的な受け入れ支援と対応策について早急に取り組まれ、活用度の高い施策を創案されたい。

【背景・理由】

国際観光都市として営々と築かれた都市イメージは、今後最も大事にしなければならないものである。しかし、従来から維持されてきた都市機能は、現在の観光目的からやや乖離している感がある。過去先人が努力してきた観光資源への集客を中心に、集客された観光客に関係産業が経済的な利益を享受する構造であった。

集客機能の中心的役割を果たした大型遊園地の閉園以後、観光資源は分散され、集客力は低下傾向にある。観光宝塚のイメージもそれにつれ分散する。全体的な観光イメージの再構築を図る時期が到来している。

特に、次年度は国際的な催しがあり、観光目的や受け入れ態勢につき緊急度の高い対応が必要となる。現時点で充分な議論及び協議がなされていると思うが、観光行政の根幹をなす重要な年度となる可能性が高く、宝塚市が中心となって成功を期すように関係者を支援しなければならない。

【 具体的要望 】

滞在に関する多方面な支援が必要となる。国際大会参加者へのサポートから始まり、 宿泊等や多言語観光案内マップなどインフォメーション機能強化(総合観光案内所の復 活等)にいたるまでの支援策を早急に整備されたい。また、これらの事業をとおして次 世代の観光のあり方等を協議し、観光宝塚のイメージの再構築を図られたい。

本年 11 月に開催されるキンボール・ワールドカップにつきましては、主催となる実行委員会が昨年 9 月 14 日設立され、貴会議所にも参画いただいているところです。

宝塚市としましても、庁内の関係部課が集まり、初めてのキンボールの国際大会を盛り上げるべく、協議を重ねているところです。観光部門においても、①大会運営をサポートするための通訳者の派遣、②宝塚市内の観光スポットを紹介する観光ガイドツアー等についてボランティアの方々と協力しながら実施し、おもてなしの心で取り組む考えです。

また、宝塚国際室内合唱コンクールにおける海外からの参加団体については、観光パンフレットの配布や手塚治虫記念館や清荒神などの観光スポットへの案内を実施しており、海外からのそれぞれの団体の宿泊先は、市内の宿泊施設においても受け入れをいただいているところです。

また、平成 19 年度末に廃止しました観光案内所に代わるものとしまして、市内の主要宿泊施設、観光施設等の観光関連事業所等に観光パンフレットや各種イベントチラシ用のパンフレットラックを設置し、まちかど観光情報ステーションとして情報発信しているところです。

本市において重要な位置を占めていた観光産業におきましては、阪神淡路大震災による、古くからの温泉旅館の消失や、その後の宝塚ファミリーランドの閉園等により、翳りを見せ始め、かつては年間 1000 万人を超えていた観光客が、現在では 870 万人余となっています。また、観光と密接な関係にある商工業についても、近年事業所数、年間売上高とも年々減少し活性化が失われてきている状況です。

このような中で、本市に賑わいを取り戻し、活力に満ちたまちにするため、平成23年度(2011年度)を初年度とする第5次総合計画では、「観光を市の中核産業と位置づけ、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを進める」ことを掲げ、本市の豊かな自然、宝塚歌劇、手塚治虫記念館、温泉、神社など数多くの地域資源、すなわち本市の「宝」の活用と相互の連携を図ることで、本市の強みを育て上げることとしています。

宝塚市にある「宝」を再発見し、それを十二分に生かした観光資源活用事業を実施し、PRを行うとともに、観光花火大会などにより国内外からの観光集客を進めたいと考えておりますので、貴会議所におかれましても積極的なお取り組みをお願い申し上げます。

(回答課:産業文化部観光文化課)